

四国中央市空家等対策協議会書面会議実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、四国中央市空家等対策協議会条例（平成28年条例第22号）第9条の規定により、四国中央市空家等対策協議会（以下「協議会」という）の書面によって行われる会議について必要な事項を定めるものとする。

(書面議決の要件)

第2条 会長は、次の各号のいずれも満たすものに限り、書面で委員の意見を聴き、協議会の議決に代えること(以下「書面議決」という)ができるものとする。

- (1) 感染症の流行等により会議を開催することが不相当であること又は既に議論が尽くされている議案であること
- (2) 議案の内容が書面により明確に理解できること

(書面議決の実施)

第3条 会長は、書面議決の実施にあたり、返信期日を指定し、書面開催通知書（様式第1号）、議案書、書面表決書（様式第2号）及び参考図書を全委員に送付するものとする。

- 2 書面表決書は一議案毎に、賛成または反対を明らかにするように実施し、委員の署名または捺印がないものは無効とする。
- 3 返信期日までに到達した書面表決書をもって委員の出席とみなす。

(結果の報告)

第4条 会長は、会議後、議事録を調製し、全委員に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、議決の翌日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

書面開催通知書

四国中央市空家等対策協議会委員 様

四国中央市空家等対策協議会
会長

第 回四国中央市空家等対策協議会を下記のとおり書面開催します。

つきましては、表決期日を 年 月 日としますので、この日までに到達するよう返送してください。

記

1. 書面開催が妥当であるとする理由

2. 書面議決する議案

(1) 議案第 号
(議案説明)

(2) 議案第 号
(議案説明)

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

書 面 表 決 書

四国中央市空家等対策協議会会長 様

四国中央市空家等対策協議会委員
(署名)

年 月 日付け 第 号をもって通知された第 回四国中央市空家等対策協議会の議案について、次のとおり表決します。

1. 表決

(1) 議案第 号

賛否（いずれかに○をつけてください）

[賛成 ・ 反対 ・ その他（ ）]

意見

()

(2) 議案第 号

賛否（いずれかに○をつけてください）

[賛成 ・ 反対 ・ その他（ ）]

意見

()

2. その他